

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金（保証料等補助型）

取扱期間	令2年5月1日（金）～令和2年12月30日（木） ※状況に応じ延長させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	大阪府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業の方で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けている中小企業者の方
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資限度額	4,000万円
ご融資期間	10年以内（据置期間を含む）
ご融資利率	1.2%（固定） ※ただし、売上高▲15%以上又は個人事業主（小規模企業者に限る）の方は、ご融資から3年の間に生じる利子については、大阪府からの利子補給により無利息となります。
ご返済方法	毎月元金均等返済（据置5年以内）
信用保証料	年0.85%（但し、経営者保証免除対応適応の場合は年1.05%となります） ※市町村長の認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の場合、及びセーフティネット保証5号の認定において、お申込人が個人事業主かつ小規模企業者の方については全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助いたします。
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応とさせていただきます。
担保	原則無担保
その他	※お申し込みに際して、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。